

外国籍児童生徒の教育を受ける権利を確実に保障すること を求める会長声明

報道によれば、さいたま市教育委員会は、2024年9月、同市立小学校の外国籍児童に対して、当該児童の一家が難民不認定となり在留資格を喪失したことを理由に、除籍処分を行ったとのことである。そのことが報道された後、同教育委員会は、当該児童とその保護者に対して謝罪し、本年1月30日からの復学を認めた。しかし、当該児童は、5か月もの間、授業を受けることも給食をとることもできず、さらには修学旅行などの重要な学校行事にも参加できなかったとのことである。

子どもの権利条約は、2条1項において、締結国に対して、子どもに対していかなる差別もなしに同条約に定める権利を尊重し、確保することを求めており、同28条は、教育についての子どもの権利を定めているほか、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）も、すべての者に対する初等教育の無償での義務的提供等を定めている。

また、子どもの権利条約の精神にのっとり制定されたこども基本法は、3条において「全てのこども」が「個人として尊重され、その基本的人権が保障されるときともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」（同条1号）、「教育を受ける権利が等しく与えられること」（同条2号）などを基本理念として定めるほか、4条及び5条において、国及び地方公共団体に対して、その基本理念にのっとりた施策を策定し実施する責務を課している。

実際、政府も、2011年12月16日付内閣総理大臣答弁書において「我が国の公立の義務教育諸学校においては、在留資格の有無を問わず、就学を希望する外国人児童生徒を日本人児童生徒と同様に無償で受け入れることとしている。」としており、文部科学省も、各教育委員会に対し、これに従った柔軟な対応を行うよう通知している。

さいたま市教育委員会の除籍処分は、子どもの権利条約、国際人権規約A規約などの国際条約に反するとともに、こども基本法の基本理念に反して、在留資格のない子どもに対して差別的取扱いをするもので、国の方針とも相反するものであったといえる。また、そもそも、国際条約やこども基本法の趣旨、政府の立場が、各地の教育委員会に十分に周知されていなかったことを疑わせる。

当会は、さいたま市教育委員会の上記除籍処分について嚴重に抗議する。また、同教育委員会のみならず、国及び地方公共団体に対して、あらゆる義務教育の現場で在留資格のない子どもにも等しく教育の機会を確実に保障するべく、子ど

もの権利条約、国際人権規約などの条約やこども基本法の規定や基本理念を周知させるとともに、在留資格がないことを理由とする除籍や入学拒否等、就学を認めない差別的取扱いが許されないことを周知徹底させることを求める。

さらに、同様に児童生徒の教育を受ける権利が侵害ないし制約されているような事態が確認された場合は、関係教育委員会において、即時の復学等の措置を早急に講じるように求める。

以 上

2025年（令和7年）5月14日

茨城県弁護士会

会 長 遠 藤 俊 弘